

## 総合課税所得

所得の種類	所得金額算出式	
営業等所得 (事業所得)	製造業、建設業、販売業、飲食業、サービス業、外交員、集金人、大工などから生じる所得	収入金額-必要経費
農業所得	農産物の生産、果樹栽培、農家が兼営する家畜の育成などから生じる所得	収入金額-必要経費
不動産所得	地代、家賃、権利金、船舶・航空機の貸付料など	収入金額-必要経費
利子所得	公債、社債、預貯金などの利子(源泉分離分を除く)	収入金額が所得金額
配当所得	株式や出資金に対する利益の配当など	収入金額-元本取得のために要した負債の利子
給与所得	棒給、給与、賞与など	収入金額-給与所得控除額
雑所得(年金)	国民年金、厚生年金などの公的年金	収入金額-公的年金控除額
雑所得(その他)	公的年金以外の年金、他のどの所得にも該当しない所得	収入金額-必要経費
総合課税の譲渡所得	土地、建物以外の資産(営業権、車両、ゴルフ会員権、機械器具など)の譲渡による所得	収入金額-資産取得の経費-特別控除額(最高 50 万)
一時所得	競馬、競輪などの払戻金、クイズの賞金、保険満期の返戻金などのような一時的な所得	{収入金額-必要経費-特別控除額(最高 50 万)} × 0.5

## 分離課税所得

### 土地・建物などの譲渡所得の金額（分離課税分）

種類	所得金額算出式	
短期譲渡所得	土地・建物などを譲渡して得た所得のうち、譲渡した年の1月1日において、所有期間が5年以下のものに係るもの	収入金額-必要経費
長期譲渡所得	土地・建物などを譲渡して得た所得のうち、譲渡した年の1月1日において、所有期間が5年を超えるものに係るもの	収入金額-必要経費

※土地・建物等の譲渡所得では、上記に加えて、次のような特別控除が適用される場合があります。

収用対象事業等のために、土地・建物などを譲渡した場合等	5,000万円
自分の住んでいる家屋、またはその家屋とともにその敷地を譲渡した場合	3,000万円
国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構が行う特定地区区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合等	2,000万円
地方公共団体などが行う特定住宅地造成事業等のために、土地等を譲渡した場合	1,500万円
農地保有合理化のために農地等を譲渡した場合	800万円

### 上場株式等の配当所得の金額

種類	所得金額算出式	
配当所得	株式や出資金に対する利益の配当など	収入金額-元本取得のために要した負債の利子

給与所得の算出方法（令和2年度まで）

給与収入金額		給与所得金額
651,000 円未満		0 円
651,000 円以上 1,619,000 円未満		給与収入金額-650,000 円
1,619,000 円以上 1,620,000 円未満		969,000 円
1,620,000 円以上 1,622,000 円未満		970,000 円
1,622,000 円以上 1,624,000 円未満		972,000 円
1,624,000 円以上 1,628,000 円未満		974,000 円
1,628,000 円以上 1,800,000 円未満	端数処理を行う。 端数処理後の金額を A とする。（下記参照）	$A \times 0.6$
1,800,000 円以上 3,600,000 円未満		$A \times 0.7 - 180,000$ 円
3,600,000 円以上 6,600,000 円未満		$A \times 0.8 - 540,000$ 円
6,600,000 円以上 10,000,000 円未満		給与収入金額 $\times 0.9 - 1,200,000$ 円
10,000,000 円以上		給与収入金額 $- 2,200,000$ 円

給与所得の算出方法（令和3年度から）

給与収入金額		給与所得金額
550,999 円未満		0 円
551,000 円以上 1,618,999 円未満		給与収入金額-550,000 円
1,619,000 円以上 1,619,999 円未満		1,069,000 円
1,620,000 円以上 1,621,999 円未満		1,070,000 円
1,622,000 円以上 1,623,999 円未満		1,072,000 円
1,624,000 円以上 1,627,999 円未満		1,074,000 円
1,628,000 円以上 1,799,999 円未満	端数処理を行う。 端数処理後の金額を A とする。（下記参照）	$A \times 0.6 + 100,000$ 円
1,800,000 円以上 3,599,999 円未満		$A \times 0.7 - 80,000$ 円
3,600,000 円以上 6,599,999 円未満		$A \times 0.8 - 440,000$ 円
6,600,000 円以上 8,499,999 円未満		給与収入金額 $\times 0.9 - 1,100,000$ 円
8,500,000 円以上		給与収入金額 $- 1,950,000$ 円

給与所得算出時の端数処理

- (1) 給与収入金額  $\div 4$
- (2) (1)の 1000 円未満部分を切り捨てた金額  $\times 4$
- (3) (2) で算出された金額を、端数処理後の金額 A とします。

年金所得の算出方法(令和2年度まで)

65歳未満の人

公的年金等の収入金額の合計額 (A)	雑(年金)所得金額
1,300,000円未満	(A) - 700,000円
1,300,000円以上 4,100,000円未満	(A) × 0.75 - 375,000円
4,100,000円以上 7,700,000円未満	(A) × 0.85 - 785,000円
7,700,000円以上	(A) × 0.95 - 1,555,000円

65歳以上の人

公的年金等の収入金額の合計額 (A)	雑(年金)所得金額
3,300,000円未満	(A) - 1,200,000円
3,300,000円以上 4,100,000円未満	(A) × 0.75 - 375,000円
4,100,000円以上 7,700,000円未満	(A) × 0.85 - 785,000円
7,700,000円以上	(A) × 0.95 - 1,555,000円

## 退職所得にかかる市県民税について

退職所得にかかる市県民税を計算する際に、10%税額控除する措置が、平成 23 年度税制改正で廃止されました。「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法および地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正（平成 23 年 11 月 30 日成立）」

**適用時期** 平成 25 年 1 月 1 日以降に支払われる退職所得から

退職金にかかる税金は、他の所得とは別に計算されます。通常、勤務先で手続きをしておけば所得税および市県民税は差し引かれるため、原則として申告をする必要はありません。  
※所得税については、確定申告をすることにより税額の還付が受けられる場合もあります

退職所得は、次のように計算されます。

**退職所得** = (退職金の金額 - 退職所得控除額) × 1/2 (1,000 円未満切り捨て)

※平成 25 年 1 月 1 日以降から一部税制が変わり、勤続年数 5 年未満の法人役員等の退職金についての 2 分の 1 課税が廃止されました。そのため、その計算式としては次のように計

算されます。 **退職所得** = (退職金の金額 - 退職所得控除額)

退職所得控除額は、勤続年数により次のとおりです。

勤続年数	退職所得控除額
20 年以下の場合	40 万円 × 勤続年数 (ただし、計算結果が 80 万円未満の場合は 80 万円)
20 年超の場合	800 万円 + 70 万円 × (勤続年数 - 20 年)

※勤続年数に 1 年未満の端数があるときは、たとえ 1 日でも 1 年として計算します

※障がい者となったことにより退職する場合は、この計算結果に 100 万円加算します

退職所得にかかる、市民税・県民税は次の計算により求めます。

**平成 25 年 1 月 1 日以降**

市民税額 = 退職所得の金額 × 6% (100 円未満切り捨て)

県民税額 = 退職所得の金額 × 4% (100 円未満切り捨て)

**平成 24 年 12 月 31 日まで**

市民税額 = 退職所得の金額 × 6% × 0.9 (100 円未満切り捨て)

県民税額 = 退職所得の金額 × 4% × 0.9 (100 円未満切り捨て)

※平成 25 年 1 月 1 日以降に支払われる退職手当等より 10%の税額控除廃止となります。